

(案)

令和元年10月21日

長野労働局長  
中原 正裕 殿

長野地方最低賃金審議会  
会 長 岩崎 徹也

長野県印刷、製版業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和元年8月26日付け長野労発基0826第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設置して慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

## 別紙

長野県印刷、製版業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
長野県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
  - (1) 印刷(謄写印刷業を除く。)
  - (2) 製版業
  - (3) (1)又は(2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
  - (4) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(2)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 18歳未満又は65歳以上の者。
  - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間850円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和元年12月31日(指定日発効とする)